

2009年 6月22日

神奈川県教育委員会
教育委員長 様
教育委員 様

教科書採択についての要望書

かながわ歴史教育を考える市民の会

共同代表 高 嶋 伸 欣
江 原 由美子
宇 野 峰 雪

日頃、公教育の環境向上にむけて活躍しておられることに敬意を表します。

教育の役割は、それぞれの子どもが人間として成長、発達し、自己の人格を完成するために必要な学習を保障することとされています。それでこそ個人の尊厳が確立され、互いに尊重しあって共に平和に生きる社会をつくる事ができるからです。

したがって歴史教育は、専門的な学問研究で検証された歴史的事実や、国際社会の常識に反しない真実に基づく歴史を伝えるものでなくてはなりません。これは教科書についても同様です。

現行教科書採択制度により、貴教育委員会は現在、次年度から使用する中学校教科書の採択事務を行っておられることと存じます。つきましては、以下の点を考慮のうえ、子ども、学校、地域社会の実情に適した教科書を、公正に採択してくださるよう要望します。

一) 歴史教科書採択にあたっては、歴史の事実をしっかりと見据えて伝え、日本国憲法と国際的公約でもある近隣諸国条項を尊重した教科書を採択してください。

今回採択の対象となっている教科書のうち、新しく検定に合格した自由社発行『新編新しい歴史教科書』については、2009年4月9日、韓国外交通商省が「過去の過ちを正当化、美化する誤った歴史認識に基づいている」と日本政府に抗議し、是正を求めました。

またこの教科書は、代表執筆者が「教育基本法改正を踏まえた唯一の」「最新の最も工夫された歴史教科書」と自負していますが、教育基本法改正以前に発行された扶桑社発行の現行版(2004年度検定合格版)『改訂版 新しい歴史教科書』と構成、記述ともほとんど同じで、代表執筆者も同一人物です。扶桑社発行の現行版教科書については、歴史を歪曲しているとして、国内だけでなく近隣諸国の政府や市民からは是正申し入れや批判が相次ぎました。

両社の教科書の編集趣旨については、ことに近・現代史において以下のように多くの問題点が指摘されています。

日清・日露の戦争、満州事変以後の戦争など日本が行った戦争については、日本の行為の正当性に偏った記述がなされ、戦争が起こされた経緯や戦争の実態にはほとんど触れていないこと。厳しい国家統制による市民の生活実態や原爆、東京大空襲、沖縄戦など、戦

争の悲惨さや被害についての記述が極めて少ないこと。

アジア諸地域については、日本の植民地支配や日本軍による軍政をほぼ全面的に肯定し、日本による支配が、戦後アジア諸国の独立を促進したと大きく記述するいっぽう、植民地支配や日本軍による土地の収奪、「強制連行」・強制労働、占領地での残虐行為、日本軍「慰安婦」、文化・宗教の破壊等、加害の実態の記述は少ない、または無いこと。

まだまだ指摘すべき点は多くありますが、以上を見るだけでも日本の優越を誇示し、戦争を肯定する趣旨が窺われます。他国を見下し、自国の行為について都合の悪い事を隠蔽しては、真の歴史は学べません。

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うためにも、日本国憲法と近隣諸国条項を尊重した教科書を採択してください。

二) 学校、児童・生徒、地域の社会特性を十分考慮し、より多くの教員の意向が反映されるよう工夫して採択してください。

行政改革委員会の意見書を受けて、1997年3月、政府は「将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、当面の措置として、教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映されるよう、現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善についての都道府県の取組みを促す。」との閣議決定をしました。

この行政改革委員会意見と閣議決定を踏まえて、文部省は、1997年9月に採択制度改善を求める「教科書採択制度改善について（通知）」を都道府県教委に出しています。その後も閣議決定が繰り返し行われ、今年も同趣旨の閣議決定が3月31日に行われました。

学校教育の自主性、多様性を確保し、子どもたちに最も適した教科書を選ぶためには、教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映される必要があるとして、採択関係者に制度運用の改善を求めています。今回の採択では、採択地区の小規模化を進めるとともに、現場教員の意見をしっかり反映させて採択してください。

三) 教科書採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて、安定した供給が見込まれる教科書を採択してください。

扶桑社版歴史教科書については、著作権をめぐる発行差し止めの訴訟が起こされています。

また、提訴された扶桑社が、提訴した著者らが新たに発行し、扶桑社版と内容が酷似している自由社版教科書に対し、逆提訴する可能性もあるとの報道がありました。

これらの教科書については、裁判の推移により、使用期間中に他の教科書への採択やり直しとなる恐れがあることを文部科学省も認めています。

そうなれば経費などの無駄が生じるだけでなく、何よりも子どもたちが混乱し、大きな迷惑をこうむります。

そのような危険を冒すことのないよう、安定した供給が見込まれる教科書を採択してください。

以 上